

公 告

次のとおり条件付一般競争入札を行います。

令和 7 年 9 月 18 日

収支等命令者

佐賀中部保健福祉事務所長 森 正典

1 競争入札に付する事項

- (1) 品名及び数量 ドラフトチャンバー 3 台
- (2) 調達物品の仕様等 別紙「仕様書」のとおり
- (3) 納入期限 令和 8 年 3 月 19 日（木）
- (4) 納入場所 佐賀県佐賀市八丁畷町 1 番 20 号
 衛生合同庁舎 4 階 衛生薬業センター重金属試験室
- (5) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 110 を乗じて得た金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

入札に参加する者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者であることを要します。

- (1) 物品の製造、修理、購入又は賃貸借に関する競争入札に参加することのできる者の資格及び資格審査に関する規程（昭和 41 年佐賀県告示第 129 号）第 1 条の規定に基づく入札参加資格を、入札書の提出時点で有すること。
- (2) 県内企業（県内に本店を有する者。県内支店等を有し、県内支店等に勤務する従業員比率が 50%以上の者又は県内支店等に勤務する従業員数が 50 人以上の者。誘致企業。国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律第 2 条第 4 項に規定する「障害者就労施設等」（県内に所在する者に限る。））であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 開札の日の 6 か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。
- (6) 佐賀県発注の契約に係る入札参加資格停止処分を受けている者でないこと。

(7) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(8) 入札参加届を提出していない者は入札に参加できません。

3 入札参加資格を得るための申請の方法

(1) 上記 2 (1) の資格のないもので競争入札への参加を希望するものは、佐賀県所定の入札参加資格認定申請書様式に必要事項を記入のうえ、下記①へ持参して提出し、資格を得ること。

① 入札参加資格認定審査を担当する部局の名称及び申請書の提出場所

郵便番号 840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目 1 番 59 号

佐賀県出納局総務事務センター用度・車両担当

電話 0952-25-7194 E-mail : soumu.jimu@pref.saga.lg.jp

② 申請書様式の入手先

上記①の部局又はホームページ (<http://www.pref.saga.lg.jp/>)

4 入札者に求められる義務

入札に参加しようとするものは、別添「入札参加届」及び「営業概要書」を令和 7 年 10 月 17 日（金）17 時までに 5 (1) の部署へ持参し、又は郵送（同日時必着）すること。

なお、仕様書記載の参考品機種以外で応札する場合は、応札仕様書 2 部及びカタログ等 2 部を添付した「応札物品承認申請書」を令和 7 年 10 月 8 日（水）17 時までに衛生薬業センター理化学課に提出し承認を受けること。承認を得た「応札物品承認申請書」を 10 月 17 日 17 時までに 5 の (1) の部署へ持参又は郵送（同日時必着）すること。

なお、「入札参加届」等を提出した後、入札に参加しないこととした場合は、理由を記入した辞退届を書面で提出すること。

5 入札手続き等に関する事項

(1) 担当部局

郵便番号 849-8585 佐賀県佐賀市八丁畷町 1 番 20 号

佐賀県佐賀中部保健福祉事務所 企画経営課 総務担当

電話 0952-30-1321

電子メールアドレス chuubuhokenfukushi@pref.saga.lg.jp

(2) 入札条件書、仕様書の交付方法

令和 7 年 9 月 18 日（木）から令和 7 年 10 月 17 日（金）まで佐賀県ホームページに掲載する。

(3) 入札日時及び場所

令和 7 年 10 月 22 日（水）10 時 00 分

佐賀県佐賀中部保健福祉事務所 1 階第一会議室

(4) 入札の延期

天災その他やむを得ない理由により入札又は開札を行うことができない場合は延期することもありますので、事前に（1）の部署に確認してください。

6 その他

(1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 佐賀県財務規則（平成 4 年佐賀県財務規則第 35 号）第 103 条第 3 項第 2 号により免除する。

イ 契約保証金 佐賀県財務規則第 115 条第 3 項第 3 号により免除する。

(3) 入札

ア 入札に参加する者は、入札日の 10 時 00 分までに必ず到着していること。

イ 代表者が出席できない場合は、委任状を提出し、代理人が出席すること。

ウ 再度入札を行うこともある。

エ その他「佐賀県財務規則」による。

(4) 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とします。

ア 参加する資格のない者

イ 当該入札について不正行為を行った者

ウ 入札書の金額、氏名及び印影について誤脱又は判読不可能なものを提出した者

エ 入札書の文字及び記号について消滅しやすい方法で記入されたものを提出した者

オ 入札書の金額を訂正したものを提出した者

カ 入札書の誤字、脱字等により意思表示が不明確であるものを提出した者

キ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条（錯誤）により無効と認められるものを提出した者

ク 一人で 2 以上の入札をした者

ケ 代理人でその資格のない者

コ 法令又は入札に関する条件に違反した者

(5) 入札の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、入札を中止します。この場合の損害は入札者の負担とします。

ア 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないとき。

(6) 落札者の決定方法

ア 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

イ 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。

ウ 第1回目の開札の結果、落札者がいないときは、直ちに再度入札（第1回目を含め3回を限度）を行います。

(7) 契約書作成の要否

要

(8) 詳細は、入札条件書による。